

令和元年度町政懇談会・住民説明会議事録

- 1 日 時 令和元年 11 月 20 日（水）14：00～16：00
- 2 場 所 白河市図書館地域交流会議室 1 階中会議室 1. 2（白河市）
- 3 出席者（町側）伊澤町長、金田副町長、舘下教育長、平岩総務課長、大浦復興推進課長、猪狩建設課長、中野住民生活課長、舶来健康福祉課長、志賀産業課長、朝田生活支援課長、高橋戸籍税務課長、鈴木秘書広報課長（12 人）

出席者（国側）由良原子力災害現地対策本部副本部長、宮部内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官、師田原子力災害現地対策本部総括・広報班長、相原福島地方環境事務所環境再生課専門官、長塚福島県避難地域復興課長、古橋復興庁原子力災害復興班参事官、石井福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室廃棄物対策官、佐藤福島地方環境事務所建物解体廃棄物処理推進室室長補佐、北野内閣府原子力被災者生活支援チーム主査、小林原子力災害現地対策本部主査、齊藤復興庁原子力災害復興班参事官補佐、武田福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長補佐、佐々木資源エネルギー庁原子力損害対応室企画調整官、木野内閣府廃炉・汚染水対策現地事務所参事官（14 人）

4 町民出席者 32 人

5 町長あいさつ概要

今年の町政懇談会は、国との共催により今回お示しする避難指示解除準備区域及び J R 双葉駅周辺等の一部区域の避難指示の解除に関する住民説明会と併せて、関係機関の出席を得て町民の皆さまにその内容をご説明し、ご意見をお伺いしたい。

○町内復興の取り組みについて

1) 中野地区復興産業拠点の整備については順調に工事が進み、町で整備する産業交流センターや県の「東日本大震災・原子力災害伝承館」の建設も進められており、ともに来年夏頃のオープンを見込んでいる。

また併せて、地元雇用の創出につなげるため、同拠点内に立地いただく企業の誘致を進めているが、現在 11 件、16 社との立地協定締結を行った。さらに 10 数社の企業との協定締結に向けての協議を進めているところ。ぜひとも町内事業者の方々にも中野地区復興産業拠点への立地についてご検討をお願いしたい。

2) 10 月 1 日に駅西地区において安全祈願祭と起工式を執り行った。令和 4 年春頃の居住開始を目指し、帰還者や就業者向け戸建て住宅 32 戸、集合住宅 56 戸を県が代行して整備し、町民の皆さまの帰還環境整備を進めていく。

3) J R 常磐線双葉駅橋上化及び自由通路新設工事については、令和 2 年 3 月中の常磐線全線開通に合わせ工事が順調に進んでいる。

4) 特定復興再生拠点区域内の除染・建物解体については、区域の 555 h a 全域での除染・建物解体が進んでいるところ。町としては特定復興再生拠点区域だけを復旧・復興させるということではなく、町内全域の帰還に向けた重要な第一歩であると考えている。まずは特定復興再生拠点区域から町の復興を集中的に進めた上で、今後の工事の進捗を踏まえつつ、引き続き特定復興再生拠点区域の段階的な拡張を国に強く求めていく。

5) 特定復興再生拠点区域内の農地除染については、羽鳥・長塚地区の一部の耕作再開モデルゾーンで実施されており、下長塚地区の新産業創出ゾーンにおいても農地除染が始まっている。

引き続き、農業再生ゾーン、まちなか再生ゾーンの農地についても、除染を進めるために行政区長及び地権者等と話し合いを行いながら、除染後農地の保全管理に関する体制の構築を図っていく。

また、本年 8 月には宮城県仙台市の株式会社舞台ファームと農業の再生・新興等に関する包括連携協定を締結。今後、舞台ファームとの協働により、双葉町の産業である農業の復興・創造を目指し、地元農業者との連携や新たな販路確保、担い手の育成等に関してさらなる取り組みを行っていく。

6) 寺沢地区に設置される常磐双葉インターチェンジについては、令和 2 年 3 月の供用に向け整備が進められており、完成した際には復興の加速化、一時立ち入りの際の利便性向上に大きく寄与するものと期待している。

インターチェンジへのアクセス道路となる県が整備している復興シンボル軸については、今年度末の常磐双葉インターチェンジ供用開始時には、現在の J R 常磐線杉下踏切を使用しての暫定供用となり、来年夏には国道 6 号より東側の工事箇所が進み、令和 4 年 3 月には J R 常磐線跨線橋が完成し、全線開通となる予定。

○中間貯蔵施設に係る町有地について

昨年は双葉 2 期 1 工区など土壌貯蔵施設用地として約 6.4ha について地上権設定契約、そして約 5.4ha について売買契約を締結した。

町としては、今後とも除去土壌等の県外搬出及び最終処分が確実に履行されるよう、環境省の取り組みを注視するとともに、法令及び協定遵守についてしっかりと国に求めていく。

県内で発生した除染廃棄物である除去土壌については、輸送開始から今年 9 月までに各町内保管場を含む中間貯蔵施設全体へ輸送された総量は約 419 万 m³。搬出元については、平成 27 年度は県北、県中、浜通りの 20 市町村、平成 28 年度以降は、県北及び双葉町以北の浜通り地方の 15 市町村となっており、環境省では令和 3 年度までには、県内に仮置きされている除去土壌等を概ね搬入完了を目指している。

○生活サポート補助金について

避難されている町民の皆さまの生活を支援するため平成 28 年度から令和 7 年度まで 10 年間の「生活サポート補助金」事業を実施している。平成 29 年度の受給率は 9 月末現在で 90.97%、平成 30 年度は 82.30% となっており、引き続き、受給漏れのないよう

に対応策を講じていく。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

現在、「ふるさと帰還通行カード」が導入され、令和2年3月31日までの無料措置の延長となっているが、さらに延長するよう国に求めている。

医療費の一部負担金等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等についても継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

6 国あいさつ概要

昨年7月から現地対策本部という形で福島県浜通りを中心に活動をしている。本日は町政懇談会に、避難指示の解除に関する説明会も兼ねて参加をさせていただいている。

避難指示の解除の関係で、国からもご説明をさせていただきたい。

○浜野、両竹の避難指示解除準備区域について

浜野、両竹の避難指示解除準備区域においては、中野地区復興産業拠点への企業誘致、震災の伝承館、復興祈念公園などの整備が進められている。

○帰還困難区域について

特定復興再生拠点区域という区域設定の計画に基づいて、除染や宅地整備などの環境整備が進められている。

また JR 常磐線についても、全線開通並びに双葉駅の再開を予定しており、これらに対応するために双葉町としては、来年の2022年の春頃の居住開始目標に先立って、来年の3月末までに先行して避難指示を解除する区域の、対象区域の案をまとめていただいている。国としても、その区域を解除していくことが必要であると考えている。

この11月に11カ所で開催をされる住民説明会で町民の皆さまからのご意見をお伺いし、その上で改めて町当局等と相談をして最終的に判断をしてまいりたい。双葉町の復興のために着実に取組みを進めていく。

7 説明（住民生活課、国）

○双葉町避難指示解除準備区域と JR 双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除について

8 懇談

（町民：男性）

特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除はいつ頃になるのか。

避難先で自宅等を再建しているが、双葉町内の自宅の固定資産税はどうなるのか。

（伊澤町長）

特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、国との交渉は進めているが、現時点で時期を明確には言えない。特定復興再生拠点区域全域が解除される頃までには、

示したいと考えている。町民の約7割が避難先で住宅を再建している。双葉町内でさらに自宅を再建することは難しいことは想定している。駅西地区を町で用地取得し、町民が戻ってこられるような住宅を町や県で整備していく。

特定復興再生拠点区域内の税については、避難指示解除されれば開始することになる。拠点外はまだ先になる。固定資産税の課税については、先行的に解除した町村等を参考にしながら示していきたい。

(宮部内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官)

特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域は、町と相談させてもらっている。まずは、特定復興再生拠点区域を全力で進めていくが、他町からも同様のことを言われている。ご意見を重く受け止める。

(町民：男性)

自分の自宅は、農道原田・前田線より西側で特定復興再生拠点区域外である。なぜ、町道目迫・水沢線より西側は解体の範囲になっているのか。

(猪狩建設課長)

基本的には、町道目迫・水沢線付近では、住宅は範囲に入れて特定復興再生拠点を認定してもらっている。

(鈴木秘書広報課長)

懇談会終了後、個別に確認させてもらう。

(町民：男性)

台風19号及び大雨での町内の様子を教えてほしい。

特定復興再生拠点区域内の固定資産税の課税についてはいつから再開するのか。

固定資産税が課税される際の1㎡あたりはどれくらいになるのか。また、解体した後の住宅用地の1㎡あたりはどれくらいになるのか。

甲状腺検査の結果で、震災以後に生まれた子の結果と震災前に生まれた子の結果を教えてください。

(中野住民生活課長)

台風19号、大雨での人的被害はなかった。台風19号については、石熊橋が流木、七日沢などから来ている流木によって、変形した。そこで一旦通行止めになったが、10月25日にまた大雨が降り、落橋したので通行止めになっている。また前田川の越水によって広町の住家4件と倉庫が床下浸水の跡らしきものがあった。また国道288号のJR常磐線の高架橋2本に少し越水した跡があった。林道のほうは、木通沢線、山田、石熊に抜ける山田、石熊間の木通沢線があるが、そちらも流木等の落木もあって、路面洗掘、路肩が削られているところがあった。林道だと七日沢線、北沢線、その2線など

も少し洗掘されている道路も含めてある。また新山の双葉中学校に行くところの上り口のところに倒木があった。前田の桜町のところのマンホール周辺が少し陥没したところがあった。大きかったのが町民グラウンド、川の越水ではないが、暗渠が溢れて、グラウンドのほうに冠水した。また町道の新山郡山線が、双葉海水浴場に抜けるペンション海王から下がってくるところに倒木があって、今現在も通行止めになっている。また町道柵内坂下線で、前田柵内共同墓地があるところの道路が一部陥没している。これは台風 25 号の時のもの。

続いて 10 月 25 日の大雨の被害は、先ほど石熊橋が落橋したことで、木通沢線がまた重ねて倒木、土砂崩れがあった。林道のほうも同じところがやられている。またその時に国道 114 号と国道 288 号は通行止めになった。また山田の入江地内で床上浸水があったということは聞いている。あとは同じ地区で倉庫が床下浸水ということで、川が越水したというわけではなく、後ろの用水路のから溢れていたと聞いている。町民グラウンドのほうもまた水が上がってしまったということもあった。山田の共同墓地の砂が上がったということもあって、そちらのほうは撤去している。その付近に倉庫があるが、床上浸水ということで確認をしている。

(町民：男性)

駅西地区の近くには戎川がある。防災対策を講じる必要があると思う。

(高橋戸籍税務課長)

特定復興再生拠点区域内の課税は避難指示が解除されたあとから再開することになる。評価額等については、今後算定していく。他町から聞いているのは、震災前から 5 割減とは聞いている。

(町民：男性)

相続も発生していることから、だれに課税するのかを戸籍税務課で調べることになると思うので、よろしくお願ひしたい。

(舶来健康福祉課長)

震災以後に生まれた子の結果と震災前に生まれた子の結果は、今日は持ってきていない。甲状腺検査の結果は、広報ふたば 8 月号に載せている。検査の人数も半数となってきた。今回の検査で 2 次調査を必要とするという人はゼロであった。

(町民：男性)

チェルノブイリ事故では、事故以降に生まれた子どもの甲状腺の発生率はゼロだったと記憶していることから、震災以後に生まれた子の結果と震災前に生まれた子の結果は調べてほしい。

(由良原子力災害現地対策本部副本部長)

国として、しっかりと情報収集を行っていく。過剰な心配にならないようにしていく

必要があると考えている。福島県が実施している県民調査では、異常な結果は出ていない。

(町民：男性)

中野地区の復興産業拠点に 10 数社が来るという話ですが、町でやるのか。個人的にやるのか、また、上水道はどこから持ってくるのか。

(伊澤町長)

町で地権者の方から用地取得させてもらい、事業者に安価で貸し付けている。

上水道は双葉地方水道企業団でやっている。両竹地区は震災以前から使用している管路を修繕しながら使用する。

(町民：男性)

町の広報紙に東電へ要望した内容が掲載されていた。(実際には双葉地方水道企業団の広報) 営業損害の賠償について、平成 28 年度以降は出ていないが、出ているところもあると聞いている。どのように請求すれば賠償が出るのか。

官民合同チームも使い勝手が悪い。避難指示が解除されたあとの話だと考えている。

(佐々木資源エネルギー庁原子力損害対応室企画調整官)

基本的には中間指針に基づき賠償を行っている。商工関係の営業損害は一括で支払っている。また、それ以後に損害がある場合には支払っている。

東電には公平にするように言っている。また、事業者ごとの事情が異なることから個別に対応している。福島県からも分かりやすくするように要望を受けている。それを受け東電も分かりやすくすると言っている。

(町民：男性)

避難指示が解除されるまで賠償は続けるべきである。避難指示を解除したからと言ってすぐに事業が再開されるわけではない。国はしっかりと説明するべきである。中途半端な説明では、判断できない。しっかりやってほしい。

(町民：男性)

なぜ除染の目標値がないのか。年間 20mSv は誰が基準なのか。大人なのか、子どもなのか。

(伊澤町長)

町では、長期的な目標は年間 1 mSv 以下としている。

(宮部内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官)

土地の状況で異なることから、できるだけ下げるようにしている。大人や子どもというような基準ではない。年間 1 mSv は追加被ばく線量であるので、放射線防護策等をし

っかりやっっていく。

(町民：男性)

放射線量はどのように測定しているのか。

(宮部内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官)

航空モニタリングで測定している。また、除染前後では、シンチレーションでも測定している。

(町民：男性)

航空モニタリングでは、大雑把ではないか。地上近くから測定しないとわからないのではないか。どれが本当なのかわからない。

(宮部内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官)

地上 1m から測定している数字が、年間 20mSv の基準である。高い場所があれば、フォローアップ除染を行っていく。気になる場所があれば、町や環境省に伝えてほしい。

(中野住民生活課長)

町としては、地上から 1 cm、1m で測定している。

(町民：女性)

山田地区の復興計画はどうなっているのか。

(伊澤町長)

特定復興再生拠点内は第 1 弾であり、スタートである。特定復興再生拠点外の帰還困難区域についても、今後示していきたい。福島特措法が改正され、帰還困難区域についてようやく復興がスタートできた。段階的に進めていきたい。

(町民：男性)

特定復興再生拠点外の帰還困難区域では解体はいつやってもらえるのか。生活再建支援金にも関わってくることである。

(由良原子力災害現地対策本部副本部長)

現在は復興再生拠点内において進めている。特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域においては、待ってもらっている。拠点外の今後については、町と検討を進めている。

9 閉 会